

新	旧
<p style="text-align: center;">受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p><u>(トータルリターンの通知)</u></p> <p>第 2 条 <u>規則第 10 条の 2 に規定するトータルリターンの通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 対象とする投資信託の範囲</u></p> <p>① <u>トータルリターンの通知は、正会員が振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（規則第 10 条の 2 に規定する投資信託をいう。以下同じ。）のうち、募集（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。）第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集をいう。）が行われたものを対象とする。</u></p> <p>② <u>上記①にかかわらず、次に掲げる投資信託はトータルリターンの通知の対象外とすることができる。</u></p> <p>イ <u>顧客の買付時において取引所金融商品市場において取引が行われていた投資信託</u></p> <p>ロ <u>投資一任契約（金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信託</u></p> <p>ハ <u>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 65 条第 2 号イからハマまでに掲げる投資信託</u></p> <p>ニ <u>公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年府令第 129 号）第 13 条第 2 号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）</u></p> <p>ホ <u>アンブレラ型投資信託（投資信託の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託をいう。）のうち、次のすべてを満たすものをいう。</u></p> <p>a <u>投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか 2 つ以上を含むものであること</u></p> <p>b <u>サブファンド（a 以外のサブファンドを含む。c において同じ。）間でのス</u></p>	<p style="text-align: center;">受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

イッチングが可能とされているものであること

c 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと

へ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）第13条の20に規定する通知をいう。）される投資信託及びミリオン型投資信託

ト 確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託

チ 当該正会員と当該顧客との間で買付契約を締結したものではない投資信託
ただし、正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託については、
下記③のとおり取り扱う。

リ 自社の口座間において移管された投資信託

ヌ 顧客が継続して10年以上を超えて保有している投資信託

③ 正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、
存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。

この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。

(2) 対象とする顧客の範囲

個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。

なお、特定投資家や法人顧客を対象に加えることもできる。

(3) トータルリターンの計算方法

① トータルリターンは、次の計算式により算出された金額とする。

（「イ 評価金額」＋「ロ 累計受取分配金額」＋「ハ 累計売付金額」）－「ニ 累計買付金額」

② 投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、次のとおりとする。

イ 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額とする。

評価金額＝〔計算基準日現在の基準価額〕×〔計算基準日現在の保有口数〕
÷〔計算口数〕

（注）基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。

ロ 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。

累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕

$$\text{分配金受渡金額} = \text{〔当期の分配金額（1口当たりの分配金} \times \text{保有口数）〕} \\ - \text{〔当期の分配金額に係る税額〕}$$

（注1）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。

（注2）分配金受渡金額は税引前の金額を用いることもできる。

ハ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。

$$\text{累計売付金額} = \text{〔売却金額の累計〕}$$

$$\text{売却金額} = \text{〔解約価額〕} \times \text{〔換金口数〕} \div \text{〔計算口数〕} - \text{〔換金手数料〕} \\ - \text{〔換金手数料に係る消費税額〕}$$

ニ 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。

$$\text{累計買付金額} = \text{〔買付金額の累計〕}$$

$$\text{買付金額} = \text{〔約定代金（基準価額} \times \text{買付口数} \div \text{計算口数）〕} + \text{〔販売手数料〕} \\ + \text{〔販売手数料に係る消費税額〕}$$

（注）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。

③ 外貨建の投資信託については、当該投資信託の建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。

（4）通知の方法

① トータルリターンの通知は、次のいずれかの方法により行う。

イ 書面の交付

ロ ファクシミリ装置を用いた送信

ハ 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信

ニ インターネットその他の電気通信回線を用いる送信

② 上記①ロから二に定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。

③ 上記①にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記①イから二に定める方法のいずれでも差し支えない。

④ 上記①二に定める方法により又は③に基づき顧客の照会によりトータルリターンを通知する場合、顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けられるようになるまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けられる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる（下記（６）「通知の内容」②に規定する通知において同じ。）

（５）通知の頻度及び計算基準日

① 上記（４）①に定める方法によるトータルリターンの通知は、年１回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各正会員で定めるところとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。

② 上記（４）③に基づき通知する場合、トータルリターンを年１回以上計算し、直前に計算したトータルリターンを通知する。

（６）通知の内容

① トータルリターンの通知には、次の事項を含めるものとする。

イ 投資信託の名称

ロ 計算基準日

ハ 評価金額

ニ 累計受取分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。）

ホ 累計買付金額

ヘ トータルリターンの額

ト トータルリターンの計算式

チ 書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨

リ その他、正会員が必要と認める事項

② 上記①にかかわらず、上記（４）③に基づき口頭により回答する場合において、顧客に上記①ト及びチを書面により事前に通知している場合には、上記①イ、ロ、ヘ及び正会員が必要と認める事項について回答することができる。

③ トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。

第3条

(略)

第2条

(同 左)

第4条

(略)

(以下略)

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。

第3条

(同 左)

(同 左)